

深川市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】の取組結果について (令和5年度実績)

本市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、「深川市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】」を令和6年3月に策定し、公共施設などから排出される温室効果ガスの排出抑制に取り組んでいます。

計画では、本市が行う全ての事務・事業並びに指定管理者による管理施設の事務事業を対象として、温室効果ガス排出量削減の取り組みを行い、地球温暖化対策を推進するものです。この計画の概要及び令和5年度の取組結果は次のとおりです。

1 計画の概要について

(1) 計画期間

2024（令和6）年度から2030（令和12）年度

(2) 計画の対象範囲

深川市が行うすべての事務・事業並びに指定管理者による管理施設の事務事業
(一部事務組合の事務・事業を除く)

(3) 削減対象とする温室効果ガス

二酸化炭素 (CO₂)

(4) 温室効果ガス排出量（基準年度）

12,627t-CO₂ (2013（平成25）年度)

(5) 温室効果ガス削減目標

2030（令和12）年度の温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比で51%以上削減

(6) 目標達成のための基本方針

1. 省エネルギー行動の継続的な実践
2. 建物・設備等の省エネルギー化の推進
3. 再生可能エネルギーの有効活用

2 令和5年度取組結果

- ・2023（令和5）年度の本市の温室効果ガス排出量は、9,892t-CO₂でした。
- ・前年度の排出量（10,435t-CO₂）と比べて、5.2%減少しています。
- ・また、深川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の基準年度である2013（平成25）年度の排出量（12,627t-CO₂）と比べると、21.7%の減少となりました。
- ・施設分類別では、医療施設、スポーツ施設、観光・レクリエーション施設の順に排出割合が多く、また、エネルギー種別では、電気55%、重油27%、灯油16%、その他2%という排出割合となっています。

3 本市の温室効果ガス排出量の推移と排出割合

